

市第21号議案

横浜市中心職業訓練校条例等の一部改正

横浜市中心職業訓練校条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心職業訓練校条例等の一部を改正する条例

（横浜市中心職業訓練校条例の一部改正）

第 1 条 横浜市中心職業訓練校条例（昭和45年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正）

第 2 条 横浜市福祉のまちづくり条例（平成 9 年 3 月横浜市条例第 19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（横浜市後見的支援を要する障害者支援条例の一部改正）

第 3 条 横浜市後見的支援を要する障害者支援条例（平成13年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

（横浜市障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第 4 条 横浜市障害者施策推進協議会条例（昭和46年 6 月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第26条第 3 項」を「第34条第 3 項」に改める。

( 横浜市障害者研修保養センター条例の一部改正 )

第 5 条 横浜市障害者研修保養センター条例 ( 昭和 59 年 10 月横浜市条例第 40 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

( 横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部改正 )

第 6 条 横浜市障害者スポーツ文化センター条例 ( 平成 4 年 3 月横浜市条例第 24 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

( 横浜市営住宅条例の一部改正 )

第 7 条 横浜市営住宅条例 ( 平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。  
。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

障害者基本法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市中心職業訓練校条例等の一部を改正する必要があるため提案する。

参 考

横浜市中心職業訓練校条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（職業訓練の申込資格等）

第 5 条 訓練校に職業訓練を申し込むことのできる者は、失業者、  
転職希望者その他の求職者のうち次の各号に掲げる者で、義務教  
育修了程度以上の学力を有するものとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号  
第 2 条に規定す  
る障害者

（第 5 号及び第 2 項省略）

横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該  
各号に定めるところによる。

（第 1 号省略）

(2) 障害者、高齢者等 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第  
2 条第 1 号  
2 条に規定する障害者、高齢者で日常生活又は社会生活  
に身体等の機能上の制限を受けるものその他これらの者に準ず  
る日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。

（第 3 号及び第 4 号省略）

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号  
第 2 条に規定する障害者をいう。

（第 2 項省略）

横浜市障害者施策推進協議会条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 34 条  
第 26 条  
第 3 項  
第 3 項の規定に基づき、横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

横浜市障害者研修保養センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号  
第 2 条に規定する障害者その他市長がこれに準ずると認めたと者をいう。

横浜市障害者スポーツ文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（定義）

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号  
第2条に規定する障害者その他市長がこれに準ずると認めたと者をいう。

横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（入居者の資格）

第7条 （第1項省略）

2 前項第1号及び第3号から第5号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

（第1号省略）

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号  
第2条に規定する障害者でその障害の程度が公営住宅法施行規則第24条に定める程度であるもの

（第3号から第9号まで及び第3項省略）